

## ⑪憲法委員会第6次草案

(ロシア連邦憲法委員会第6次草案。1992年4月4日承認)

第6回人民代議員大会の審議に付託

KK, т.3/1, стр.725-774

\*<>内は、最高会議の修正案

# ロシア連邦憲法

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、わが国において共通の運命によって結びつけられ、

人の自由と権利および価値ある生活を承認し、市民的平和および合意を保障し、歴史的に形成された国家的統一を保持し、ロシアを復興し、そしてそれを揺るぎない民主的な国家にする決意にたち、

祖国愛と善および正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、

現在と未来の世代に対する名誉ある責任に基づき、

世界共同体の一員であることを自覚して、

ロシア連邦憲法を採択し、これをわれわれの社会と国家の基本法として宣言する。

## 第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

### 第1条 国家主権

- ① ロシア連邦（РФ、ロシア）は、主権的で、法治的かつ民主的な連邦制に基づく社会的国家である。
- ② ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。
- ③ ロシア連邦は、その領土に対して最高の権力を有し、その内外政策を定め、実施し、その全土において最高性を有するロシア連邦憲法およびそれに基づく連邦法律を制定する。
- ④ 国家、その機関、施設および役職者（公務員）は、社会の一部ではなく社会全体に奉仕し、人および市民に対して責任を負う。
- ⑤ ロシア連邦においては、共和制の統治形態がとられる。

### 第2条 人とその権利および自由－最高の価値

- ① 人ならびに人の生命および健康、人身の不可侵および安全、他の権利および自由、名誉および尊厳は、ロシア連邦における最高の価値である。
- ② ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に認められた国際法の原則および

規範に従って人と市民の権利および自由を保障する。人と市民の権利および自由ならびに名誉および尊厳を承認し、遵守し、擁護することは、国家権力の主要な義務である。

### 第3条 法の最高性

- ① 国家、その機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、役職者（公務員）および市民は、ロシア連邦憲法と法律に従って行動する。
- ② ロシア連邦憲法は、直接効力を有し、ロシア連邦の全土において適用されなければならない。ロシア連邦憲法に違反する法律およびその他のアクトは、法的効力を有しない。
- ③ すべての法律は公布されなければならない。公布されない法律は適用されない。人と市民の権利、自由および義務に関するその他の法令は、一般的閲覧のために公布されない場合、これを適用することはできない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の批准した条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の批准した条約が、法律に定めのないその他の規定を定める場合は、この条約の規定が適用される。

### 第4条 人民権力

- ① ロシア連邦の人民は、直接にまたはロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により国家権力の体系および地方自治をとおしてその権力を行使する。
- ② ロシア連邦憲法の定める国家機関の選挙は、自由であり、普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票で行われる。
- ③ 社会のいかなる一部、いかなる団体またはいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は有するとも重大な犯罪である。
- ④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力的に廃止または変更しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

### 第5条 政治的複数主義

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制、ならびに無党派層の参加に基づいて実現される。
- ② いかなるイデオロギーも、全国家的または全般的なものとしてこれを定めることはできない。

### 第6条 権力分立

- ① ロシア連邦における国家権力のシステムは、立法権、執行権および裁判権の権力分立、ならびにロシア連邦と、それを構成する共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区および地方自治の間の管轄事項および権限の区分の原則に基づく。
- ② 立法権、執行権および裁判権の諸機関は、互いに均衡を保ちつつ、独立してその権限

を行使する。これらの機関は、ロシア連邦憲法および法律によって定められたその権限の範囲を越えることはできない。

## 第 7 条 連邦国家

- ① ロシア連邦の国家・領域編成は、連邦主義の原則に基づく。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法が定め、保証する。ロシア連邦憲法、共和国憲法、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。
- ③ ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄またはロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄とされない国家権力の権限は、ロシア連邦憲法に従い、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区が独立してこれを行ふ。
- ④ ロシア連邦においては、すべての民族集団（エスニック共同体）の権利および自由、ロシア連邦の構成部分としてその民族的・文化的自治および自決権を保障される。

## 第 8 条 社会国家

- ① ロシア連邦の社会政策の主要な任務は、人および社会の福祉を達成し、個人の発達のために平等で公正な機会を保障することである。
- ② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活および最低賃金以上の水準を保障し、家族、母性、父子関係および子ども、障がい者および高齢者について配慮し、社会的サービスの制度を発展させ、年金および手当を定める。
- ③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の文化的発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

## 第 9 条 経済活動形態の多様性

- ① ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの平等な法的保護、誠実な競争および社会的利益が保障される社会的な市場経済である。
- ② 国家による経済生活の規制は、人と社会のために行われる。
- ③ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と雇用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいて打ち立てられる。

## 第 10 条 国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との同盟に参加し、その権限の一部の行使をこの同盟の機関に委ねることができる。

## 第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の

原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障体制に参加し、全般的で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決をめざす。

## 第12条 憲法体制の統一性と安定性

- ① 憲法の本編の規定の改正は、ロシア連邦のレフェレンダム、すなわち全人民投票によってこれを行う。
- ② 憲法の本編で宣言される諸原則は、ロシア連邦の憲法体制の原則を構成する。
- ③ ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。

## 第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

### 第1章 総則

#### 第13条

- ① 人の基本的権利および自由は、自然的で譲渡されることはなく、生れながらのものである。
- ② ロシア連邦憲法に定める人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を軽視するものではなく、法律によってこれを拡大することができる。
- ③ 人および市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護のために特別に採択されるロシア連邦の憲法および法律によらない限り、これを制限することはできない。

#### 第14条

- ① 各人は権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- ② すべての人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等に保護される権利を有する。
- ③ すべての人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態もしくは職業上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への帰属の有無、居住地、またはその他の事情の別にかかわらず、権利および自由において平等である。

#### 第15条

- ① 人および市民の権利および自由は、他人の権利および自由を侵害し、社会の福祉（富）および環境に害を与えるものであってはならない。
- ② ロシア連邦の憲法体制の暴力的な排除または変更、人種的、民族的、社会的および宗

教的な憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために権利および自由を行使することは禁止される。

## 第 2 章 国籍

### 第 1 6 条

- ① ロシア連邦の各人は国籍に対する権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の別にかかわらず、平等である。ロシア連邦国籍の取得および喪失の手続は連邦法律によって定める。
- ② ロシア連邦においては、何人もその国籍に対する権利または国籍変更の権利を奪われることはない。<ロシア連邦の市民は、国籍または国籍を変更する権利を奪われることはない。>
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦においては、何人も一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約によらない限り、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- ⑤ ロシア連邦は、国外においてその市民の保護と庇護を保障する。

### 第 1 7 条

- ① 共和国はその国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国が国籍を定める場合には、常時在住する共和国の市民となる。常時在住していない者の共和国の国籍は、法律に従ってこれを許可する。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を制限しもしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

### 第 1 8 条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約に従い、外国の国籍を有することができる。
- ② ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別の定めがない場合、ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、その権利および自由を軽視されることはなく、ロシア連邦の国籍に由来する義務を免れることはない。

### 第 1 9 条

- ① ロシア連邦の市民でなく、その領土内に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて制定された連邦法律に従い、避難権を与える。

### 第3章 市民的、政治的権利および自由

#### 第20条

- ① 各人は生命の権利を有する。ロシア連邦において、何人も恣意によって生命を奪われることはない。
- ② 国家は、死刑の廃止をめざす。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対する例外的措置として連邦法律が定め、陪審裁判による判決がある場合にのみこれを言渡すことができる。

#### 第21条

- ① 各人は、人身の自由および不可侵の権利を有する。
- ② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定がある場合に限り許される。裁判所の決定があるまで、人は48時間以上の身柄拘束を受けることはない。身柄拘束の適法性は、裁判手続により審査される。
- ③ 人身の不可侵を制限することができる事由は、連邦法律だけがこれを定める。
- ④ 何人も、暴力、拷問およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。
- ⑤ 何人も、自発的な同意なしに、学術、医療および軍事またはその他の実験の材料とされることはない。

#### 第22条

- ① 各人は、私生活〔プライバシー〕の不可侵、信書、通信、電話およびその他の会話の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、法律に基づき裁判手続による場合に限り許される。
- ② 各人は、その名誉および名声を保護する権利を有する。
- ③ 本人の同意なしに、その者に関する情報の収集、保管および流布は、連邦法律に基づく場合にのみこれを許される。
- ④ ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、直接にその権利および自由にかかわる文書および資料を閲覧（にアクセス）し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および役職者（公務員）の管理している自己の情報を入手する権利を有する。

#### 第23条

- ① 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しな

い。人の生命および健康を保護し、住居またはその財産に対する著しい損害を防止しもしくは除去する必要がある場合、連邦法律によって例外規定を定めることができる。

② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律により裁判所の決定がある場合に限り許される。緊急の（猶予のない）場合には、この行為の適法性を必ず事後的に司法審査することを定める連邦法律に従いその他の手続をとることができる。

## 第 2 4 条

① ロシア連邦の領土に合法的に在住する各人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に支障なく帰国する権利を有する。

③ 本条に定める権利の制限は、連邦法律だけがこれを定めることができる。

## 第 2 5 条

① 各人は、思想および言論の自由ならびに意見および信条を支障なく表現する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを放棄することを強制されることはない。

② 各人は、任意の合法的な方法によって情報を自由に検索し、入手し、作成し、普及する権利を有する。

③ これらの権利の制限は、私的生活、ならびに個人と家族の秘密、職業上および商業上の秘密もしくは国家秘密、または社会的モラルおよび良心の自由の保護のために、連邦法律によってのみこれを定めることができる。国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律が限定列挙方式によりこれを定める。

## 第 2 6 条

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的、非宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法律を遵守してその信条に従って行動する権利を保障される。

## 第 2 7 条

① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表示する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定または表示を強制されることはない。

② 各人は、母語を使用し、ならびに交渉、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。

③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によって追及される。

## 第 2 8 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に直接にまたはその自由に選挙した代表をとおして参加する権利を有する。

## 第 29 条

- ① ロシア連邦の市民は選挙権を有し、法律に従って選挙制の国家機関および地方自治機関に選出される権利を有する。
- ② 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為能力がないと宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。<裁判所によって行為能力がないと宣告された市民、および裁判所の判決により自由剥奪施設に収容されている市民は選挙権および被選挙権を有しない。>
- ③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領の選挙、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関および地方自治機関、ならびにロシア連邦のレフェレンдумに参加する権利を有する。
- ④ 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

## 第 30 条

ロシア連邦の市民は、国家勤務に就く平等の機会を有する。国家勤務の職の候補者に求められる資格要件は、職務機能の内容によって定められる。

## 第 31 条

ロシア連邦の市民は、平和的に武器を携帯しないで集合する権利を有する。市民は、地方の執行権力機関に事前の届け出（通告）によって、集会、街頭行進および示威行動、ならびにピケッティングを行うことができる。

## 第 32 条

- ① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外は、ロシア連邦憲法および連邦法律だけがこれを定めることができる。
- ② 何人も、いかなる団体であれこれに加入することを強制されることはない。

## 第 33 条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および役職者（公務員）に対し、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願（陳情）を行う権利を有する。これらの機関および役職者（公務員）は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、決定し、法律の定める期間内に理由を付して回答しなければならない。

# 第 4 章 経済的、社会的および文化的権利および自由

### **第 3 4 条**

ロシア連邦においては、各人の経済的自由は、所有権、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利として実現される。<最高会議の修正を考慮>

### **第 3 5 条**

- ① 所有権は、人と市民の権利および自由の実現の必要条件である。所有権は義務づけられる。所有権の行使は、社会の福祉に反することはできない。
- ② 相続の権利は、これを保障する。

### **第 3 6 条**

- ① 各人は、労働に対する権利、すなわち独立した生産者として、または労働契約により、自由にその労働を選択する権利を有する。
- ② 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もなしに連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護に対する権利を有する。
- ③ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに一連の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

### **第 3 7 条**

- ① 各人は、医療援助を含む健康保護の権利を有する。国家および自治体の保健施設における医療援助は、予算、保険料、その他の収入の負担により無料で行われる。<+無料の医療援助は、ロシア連邦市民に対してのみ行われる。>
- ② 国家は、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの財政を管理し、国家および自治体のまたは私的な保健システムの発展に関する施策を講じ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、環境保全の発展を推進する活動を奨励する。<「保養・疫学的保全・・」を加える。>
- ③ 役職者（公務員）が、人びとの生命および健康にとって脅威となる事実および事態を隠匿した場合は、法律によりその責任を問われる。

### **第 3 8 条**

各人は、快適な環境に対する権利、および環境法違反によってその健康または財産が被った損害の補償を求める権利を有する。<・・・法律の定める手続により、損害の発生に罪ある者に対してその被った損害の補償を求める権利を有する。>

### **第 3 9 条**

- ① 各人は、老齢による場合、ならびに労働能力を喪失し、もしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有

する。

- ② 年金ならびに手当およびその他の社会的援助は、公定の最低生活水準を保証するものでなければならない。
- ③ 国家は、社会的保護システムを発展させ、さまざまの形態の公共的な社会的援助および慈善事業を奨励する。

#### 第 4 0 条

- ① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住宅を奪われることはない。
- ② 国家および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅の権利の実現に必要なその他の条件を整備する。
- ③ 財産の少ない者は、法律の定める基準に従い国家および自治体のフォンドにより、無料または支払い可能な金額で利用できる設備のよい住宅を提供される。

#### 第 4 1 条

- ① 各人は、教育に対する権利およびその就学形態の洗濯の権利を有する。<最高会議の修正を考慮>
- ② 誰でも入学できる無料の国家的な就学前教育、普通初等教育、普通基礎教育、普通中等教育および中等職業教育が保障される。
- ③ 各人は、選抜原則に基づき、国立の教育機関において無償の高等教育を受ける権利を有する。

#### 第 4 2 条

- ① 芸術的、技術的創造、学術研究および教育の自由ならびに知的財産権は、法律によつて保護される。
- ② 各人は文化的生活に参加し、文化施設を利用する権利を有する。

### 第 5 章 権利および自由の保証

#### 第 4 3 条

- ① 各人は、人および市民の権利および自由に対する国家による違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。
- ② 市民の平等の侵害に責任のある者は、法律に基づいてその責任を問われる。市民の合法的な権利および自由を軽視したまはそれを制限する下位法令は、法的効力を有しない。
- ③ 国家は、各人の権利および自由の規定にあたり、または国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、役職者（公務員）およびその他の者によりその権利および自由が侵

害された場合、各人に裁判所による保護を保障する。裁判所による保護を求める手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害に対して賠償を求める権利を有する。

⑤ 各人は、その権利の擁護が連邦法律の定めるすべての審級の裁判において否認された場合、ロシア連邦の条約に従い、人と市民の権利および自由の擁護に関する国際機関に訴えることができる。

#### 第44条

① 各人は、法律の定めるあらゆる方法によって自分の権利および自由ならびに他人の権利および自由を擁護することができる。

② 各人は、権利および自由の行使および擁護のために法律支援を受ける権利を保障される。この権利は制限されない。法律が定める場合、法律支援は無料で行われる。

③ 法律支援の活動は、独立した弁護士会およびその他の自発的な法律家団体、ならびに弁護士資格を有する者がこれを行う。

#### 第45条

① 各人は、その事件を権限ある独立の公正な裁判所において審理を受ける権利を有する。

② 被疑者および被告人は、その犯罪が連邦法律の定める手続により立証され、法的効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。被疑者および被告人の有罪が疑わしき場合は、その者に有利に解釈される。

③ 各人は、上級の裁判所による自分の訴訟事件の再審理を求める権利を有する。

④ 確定した有罪判決を受けた者は、特赦を請求する権利を有する。

⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその責任を問われることはない。

#### 第46条

法律上の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の遂行時に違法行為とされない行為についてその責任を問われることはない。違法行為をなした後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

#### 第47条

① 何人も、本人、配偶者および近親者に不利な証言を義務づけられない。証言の義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。

② 法律に違反して入手した証拠は、法的効力を有しない。

## **第 4 8 条**

人と市民の権利および自由の遵守に対するロシア連邦最高会議の監督は、人権問題議会全権〔人権オンブズマン〕がこれを行う。その地位は連邦法律によって定める。

## **第 6 章 義務**

### **第 4 9 条**

- ① 各人は、ロシア連邦憲法および連邦法律を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を負う。
- ② 公式に公布された法律の不知は、その遵守に対する責任を免れない。
- ③ 犯罪であることが明白な命令の執行は、連邦法律によりその責任を問われる。<違法なアクト、命令および処分の執行は、法律によりその責任を問われる。>

### **第 5 0 条**

- ① 普通基礎教育は、義務である。
- ② 親またはそれに代わる者は、子どもの普通基礎教育を保障しなければならない。

### **第 5 1 条**

各人は、自然および環境を保護し、動植物界に対して配慮しなければならない。

### **第 5 2 条**

各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史的記念物および文化財を保護しなければならない。

### **第 5 3 条**

各人は、法律の定める税を納付しなければならない。

### **第 5 4 条**

ロシア連邦の市民は、連邦法律に従って、陪審員として裁判の執行に参加する市民的義務を負う。

### **第 5 5 条**

- ① 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の責務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律に従い、兵役の義務を負う。
- ③ 自らの信条が兵役に従事することと矛盾し、もしくは人口の少ない民族に属する、または連邦法律の定めるその他のロシア連邦の市民は、に基づいて、兵役を他の市民的業務をもって代替させる権利を有する。

### **第 5 6 条**

何人も、ロシア連邦の憲法および法律の定めない義務の履行を強制されることはない。

### 第3編 市民社会

#### 第7章 所有、労働、企業活動

##### 第57条

- ① 所有は、そのさまざまの形態、すなわち私的所有（個人的および集団的）、公有（国家的、自治体的）、混合所有の形態において承認され、保証される。
- ② すべての財産所有者は、平等の法的保護を受ける。
- ③ 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。裁判所の決定により没収された財産は、補償されない。

財産の強制収用は、法律の定めがある場合で、社会的な必要があるとの裁判所の判決に

基づき、財産所有者に対する正当な損害の補償に相当するとの事由と証拠がある場合に限り、これを許される。<財産の強制収用は、連邦法律の定める条件および手続によってのみ、これを許される。>

##### 第58条

- ① 土地、地下資源、水資源、大気、動植物界、その他の天然資源は、当該の地域に居住する諸民族の財産であり、これら諸民族の利益を損う形でこれを利用することはできない。
- ② 天然資源は保護され、合理的に利用される。
- ③ 法律の定める範囲を越えて一人の所有者に土地を集中することは、許されない。
- ④ 土地に対する権利の実現は、土地の肥沃土および環境に損害を与え、農業用地を放棄したまたは土地を指定外に利用するものであってはならない。
- ⑤ 農地の利用目的指定の変更は、禁止される。特例は法律によってこれを定める。

##### 第59条

- ① 労働は自由である。強制労働は、禁止される。
- ② 労働契約の自由は、これを保証される。
- ③ 労働集団は、企業、施設の事業の管理に参加する権利を有する。労働集団の地位は、法律によってこれを定める。
- ④ 国家は、住民の完全就業のための条件の整備に務め、労働者の職業訓練および教育プログラムを実行し、失業者に対して手当の支給を保障する。
- ⑤ 集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。
- ⑥ ストライキの権利は、これを認める。その行使の手続は、法律によってこれを定める。

## 第 6 0 条

国家は、消費者の権利を擁護し、その社会的な保護を支持する。

## 第 6 1 条

- ① 国家は、企業活動の自由を保障する。
- ② 競争を禁止したは制限する活動は、禁止される。不誠実な競争は、法律によって追及される。国家的独占の種類および範囲は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦においては、外国の法人および市民ならびに無国籍者の企業活動が許される。外国の投資家の権利保証を含むこの活動の条件および手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 8 章 社会団体

### 第 6 2 条

- ① ロシア連邦において、社会団体、政党、労働組合、青年団体、創作家同盟、民族的文化団体およびその他の社会団体、大衆運動、宗教団体およびその他の団体が自由に設立される。社会団体の登録およびその定款（規約）の要件は、法律によって定める。国家は、社会団体の合法的活動への不干渉を保証する。<最高会議の修正を考慮>
- ② 社会団体内部の組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を軽んずるものであってはならない。
- ③ 社会団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業にとって、ならびにこれらの機関で働く労働者がその職務および勤務上の義務を遂行する際に、義務的効力を有しない。
- ④ 社会団体は、大衆運動を除き、法人格を有し、財産を所有し、その定款（規約）に従って活動することができる。社会団体の企業活動は、法律の定める特定の団体を除き、これを許されない。
- ⑤ 複数政党制を廃止し、社会団体の活動を違法に制限し、特定の者に法的根拠のない特権を付与する国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、役職者（公務員）および市民の行為は、法律によってその責任を問われる。

### 第 6 3 条

- ① 政党は、市民社会の政治的意志の発現および表明を促し、選挙に参加する。
- ② 国家権力および地方自治の代表（制）機関において、政党、社会団体、無所属を含めてそれぞれに議員団（会派）を設立することが許される。<最高会議の修正を考慮>その他の国家機関および地方自治機関ならびにロシア連邦軍においては、政党の単位組織を設

立することは許されない。

③ 政党は、国家のマスメディアを利用する権利を有する。

#### 第 6 4 条

① 労働組合は、労働者の経済的および社会的な権利および自由の擁護、労働条件の保護および改善のために組織される。

② 労働組合は、企業、施設、団体においてその活動を行うことができる。労働者が労働組合に加入しもしくは加入せず、または自由に脱退する権利、ならびに労働組合が国際的な労働組合連合に団結し加入する権利はこれを保障する。

③ いかなる労働組合も、企業、施設、部門または一活動業種のすべての労働者の団結および代表に対する排他的権利を有しない。

#### 第 6 5 条

企業家は、その権利の行使および擁護、労働組合、国家的およびその他の機関もしくは企業、施設との相互作用のために団体を結成することができる。<最高会議の修正を考慮>

#### 第 6 6 条

特定の職業活動を行う者は、法律に従って会議所、職能団体およびその他の団体を設立することができる。これらの団体に対して、一定の公的な権限の行使を移譲することができる。<最高会議の修正：本条を削除>

<第 6 7 条は、最高会議の修正に従い、第 6 9 条に置く>

### 第 9 章 宗教および宗教団体

<最高会議の修正を考慮：本章の条項を第 8 章の諸条項と結合させてこの章の名称を削除。最高会議の修正に従い、第 6 8 – 6 9 条を結合させ、第 6 7 – 6 8 条とする>

#### 第 6 7 – 6 8 条

① 宗教に対する態度を指標として組織される市民の団体は、国家から分離される。すべての宗教、および宗教団体は、法のもとに平等である。

② 国家は非宗教的〔世俗的〕であり、いかなる宗教または無神論にも特別待遇を与えない。

③ 宗教団体は、法律を遵守してその規則に基づいて活動する。宗教団体は、独立してその内部事項を管理し、その保有する建物、施設、文化的意義を有する物件、慈善およびその他のフォンドならびにその他の財産を自由に占有し、使用し、処分する。

## **第69条 (KK原案では67条)**

- ① 人種的、民族的、社会的、宗教的、その他の反目および憎悪、暴力と戦争を宣伝し、ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または転覆、権力の類似構造の創設を呼びかける社会団体は、これを禁止する。<最高会議の修正：「社会的」の用語を削除>
- ② 定款（規約）の要件または登録の条件に違反する社会団体の活動は、法律によりその責任を問われる。

## **第10章 養育、教育、学術および文化**

### **第70条**

- ① 養育、教育、学術、文化は自由である。
- ② 養育、教育、学術、文化の領域で活動する機関および個人は、ロシア連邦憲法を尊重する自由で、道徳的な、責任ある個人としての人間の形成のめざすことを要請される。
- ③ 国家的な養育および教育システムは、非宗教的である。ロシア連邦は、国家教育標準基準を定め、さまざまの教育および学習の形態を支援する。
- ④ 国立の高等教育機関は、自治を保障される。

### **第71条**

- ① 国家は、学術の社会的承認を支援し、基礎科学および先端の応用科学の研究および開発の発展のための条件を保障する。
- ② 学術および文書情報へのアクセスは、国立の図書館、公文書館（アルヒーフ）、その他の専門施設をとおして保証される。

### **第72条**

- ① 社会団体および個人は、法律に従って、養育、教育、学術、文化およびその他の機関を設立することができる。

### **第73条**

国家は、民族的な文化、歴史的記念物、知的および芸術的な遺産の保存、発展および保護を保証する。

## **第11章 家族**

### **第74条**

- ① 家族、母性、父性（父子関係）、子どもは、社会と国家の保護のもとにおかれる。
- ② 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

### **第75条**

- ① 親は、その子どもが成人に達するまで扶養し、養育する義務を負う。親またはそれに代わる者は、子どものために、その意見を考慮し、かつ法律に従って子どもの養育および教育の内容と形態を選ぶことができる。
- ② 子どもの養育にかかる労働は、あらゆる他の労働と同等とみなされ、ふさわしいとされる社会保障のための基礎である。
- ③ 子どもは、親の出身およびその市民的身分の別にかかわらず、平等の法的および社会的保護を受ける。
- ④ 国家および社会は、親のない子どもおよび親の後見を失った子どもの扶養、養育および教育を保障し、これらの子どもに対する慈善事業を奨励する。
- ⑤ 子どもは、自分の意見を表明する権利ならびに思想および良心の自由の権利を有する。
- ⑥ 労働能力のある子どもは、労働能力のない親の世話をする義務を負う。
- ⑦ ロシア連邦は、教育条件、青少年（若者）の就職、青年家族に対する援助、およびこれらに有利な条件で住宅の提供を保障する青少年政策を実行する。

## 第12章 マスメディア

### 第76条

- ① 大量情報の自由は保障される。検閲はこれを禁止する。
- ② マスメディアは、市民、社会団体、企業施設、地方自治機関および国家機関がこれを設立することができる。
- ③ 大量情報の自由の濫用、マスメディアの独占に対する措置は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって定める。
- ④ 大量情報の検索、収集、制作および普及の手段の差押えおよび没収、マスメディアの活動の強制的な停止および中止は、法律に基づいて裁判所の決定がなされた場合に限り、これを許される。

## 第4編 連邦構造

### 第13章 ロシア連邦の構成と領域

### 第77条

- ① 共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区は、ロシア連邦を構成する。
- ② モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、地方(クライ)、州の権利を有し、その義務を負う。

③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、自治的な領域的単位からなる。民族的(エスニック)構成の特殊性およびその他の事情に従い、連邦法律によってこれらの単位に特別の(しかるべき)地位を与えることができる。この法律は、共和国、地方(クライ)、州、自治管区の提案によりロシア連邦最高会議が制定する。

④ 共和国の地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区およびその連合の憲法的・法的地位の変更は、ロシア連邦最高会議のしかるべき法律の制定のもとに、当該地域の選挙人の三分の二の意思表示に基づいて行われる。

⑤ この憲法を承認する国家は、その申請によりロシア連邦の構成員となることができる。

## 第78条

① 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域、ロシア連邦の内海および領海、その領空は、ロシア連邦の单一の統一した領域を構成する。

共和国の領域は、その同意なしに変更することはできない。

② ロシア連邦の領域の一部を外国に譲渡することは、<最高会議の修正：「その領域の縮小につながるロシア連邦の国境の変更は、・・・これを行うことはできない。」>その譲渡

<「その変更」>にかかる領域の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の住民のレフェレンдумによって表現される然るべき意思表示によることなく、ならびにロシア連邦のレフェレンдумによって表現されるロシア連邦の全人民の事後的なしかるべき意思表示なしには、これを行うことはできない。

③ ロシア連邦の国境線の変更は、ロシア連邦の領域に関する条約の締結のために定める手続に従ってこれを行う。

④ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の境界は、この変更に関するロシア連邦最高会議の承認のもとに、それらの間の相互条約によってこれを変更することができる。

## 第14章 ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項および権限

### 第79条

① ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法、連邦法律の採択および改正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および構成、領域およびその保全；新しい地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成の承認；地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更の承認
- 3) 人と市民の権利および自由の規制；ロシア連邦国籍；少数民族(民族的少数者)の権

## 利の規制および擁護

- 4) 立法権、執行権および裁判権の連邦諸機関の体系の確立、その組織および活動の手続；連邦国家機関の形成；地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表権および執行権の諸機関のシステムの組織の一般原則の確立
- 5) 連邦国有財産およびその管理
- 6) ロシア連邦における国家的、経済的、エコロジー的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦政策の原則の確立および連邦プログラム
- 7) 単一市場の法的基礎の確立；財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則；連邦銀行を含む連邦経済職務
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料；連邦地域発展ファンド
- 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物質；連邦の運輸、鉄道、情報および通信；宇宙開発事業
- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係；ロシア連邦の条約；戦争と平和の問題
- 11) ロシア連邦の対外経済関係
- 12) 防衛および安全保障；防衛産業；武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定；核物質、有毒物質、麻薬の製造およびその使用手続
- 13) ロシア連邦の国境、内海および領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛
- 14) 裁判所構成；検察機関；刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事、民事訴訟および経済訴訟に関する立法
- 15) 連邦抵触法
- 16) 気象観測、地質調査；標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図作成；公式統計および簿記
- 17) 連邦の国家的職務
- 18) ロシア連邦の国家賞および名誉称号

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国家権力の連邦代表機関における代表権を保障される。

## 第 80 条

- ① ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章およびその他の規範的法的アクト、自治州、自治管区の規範的法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障

- 2) 人と市民の権利および自由の擁護；適法性、法秩序、社会的安全の保障；ロシア連邦の国境および国境地帯の管理（レジーム）
- 3) 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の境界の変更、それらの領域区分の一般原則の制定
- 4) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の諸問題；歴史的に形成された伝統的な当該領域の天然資源の管理および利用の形態の保護および維持の必要性を考慮した連邦の天然資源の法的地位の相互協定に基づく決定
- 5) 自然利用、環境保護およびエコロジー上の安全保障；特別自然保護地域；歴史、文化および自然の財の保護
- 6) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
- 7) 保健の諸領域の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護；社会保障を含む社会的保護
- 8) 惨事、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その後の復旧（後遺症の一掃）
- 9) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区における課税の一般原則の確定
- 10) ロシア連邦における租税および手数料に関する一般原則の制定
- 11) 行政、行政訴訟、労働、家族に関する立法；知的財産権の法的規制；土地、住宅、水資源、森林に関する立法；地下資源、環境保護に関する立法
- 12) 裁判機関および法保護機関の職員；弁護士会、公証人役場
- 13) 人口の少ない民族集団の昔ながらの環境および伝統的生活様式の保護
- 14) 地方自治の組織の一般原則の確定
- 15) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国際的および対外経済関係の調整；ロシア連邦の条約の履行
- ② 本条の第1項に掲げる事項について、ロシア連邦は立法の原則、法典および法律を公布する。共和国、地方(クライ)、州は、立法の原則に従ってその権限の範囲内で、法律および他の法的アクトの制定を含む固有の法的規制を行う。自治州は、立法の原則、法典および連邦法律に従ってその権限の範囲内で、固有の法的規制を行い、法的アクトを制定する。自治管区は、立法の原則、法典および連邦法律に従って、かつその自治管区を含む地方(クライ)、州との条約により、固有の法的規制を行う
- ③ 本条の第1項に掲げる事項に関する連邦法律の草案は、しかるべき共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区に送致される。それらのしかるべき提案は、ロシア連邦最高会議においてこれを審議する。

## 第81条

- ① 共和国は、その領土においてロシア連邦の管轄に属する権限以外のすべての国家権力の全権を有する。

- ② ロシア連邦憲法第79、80条に定めのない国家権力の権限は、地方(クライ)、州の国家権力機関が、ロシア連邦憲法と地方(クライ)、州の憲章に従い、独立してこれを行使する。
- ③ 自治州は、地方(クライ)、州の権利を有し、義務を負う。自治州の法的地位は、ロシア連邦最高会議が自治州の提案によって採択する特別法およびその他の連邦法律によってこれを定める。
- ④ 自治管区は、共和国、地方(クライ)、州に加入することができる。自治管区の法的地位は、ロシア連邦最高会議が当該の自治管区の提案によって採択する特別法およびその他の連邦法律によってこれを定める。
- ⑤ 自治州、自治管区は、その権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に従い、独立してこれを行使する。
- ⑥ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の憲法および法律に違反しない場合、国際関係、対外経済関係、他の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区との協定の独立した参加者となる。

## 第82条

- ① ロシア連邦の連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を委譲することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の権力機関は、ロシア連邦の連邦国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を委譲することができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、その管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない相互協定を結ぶことができる。

## 第83条

- ① ロシア連邦の連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区において、ロシア連邦憲法および連邦法律が定める手続によりロシア連邦の連邦法律およびその他の法的アクトを執行する。
- ② ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関、施設および役職者（公務員）がその権限の範囲内で交付した法的文書は、ロシア連邦の全土において（効力を有するものとして）承認される。

## 第84条

- ① 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関は、ロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできず、同様に連邦国家権力機関は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄に属する事項に関する法的アクトを公布することはできない。

- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関によってロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトが公布された場合は、連邦法律立法が適用される。
- ③ ロシア連邦と共和国の共同管轄事項に関して公布された共和国の法的アクトがロシア連邦の立法の原則に違反する場合は、国家権力機関によってロシア連邦の管轄に属する事項に関する法的アクトが公布された場合は、立法の原則が適用される。ロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄事項に関して公布された地方(クライ)、州、自治州、自治管区の法的アクトが連邦法律に違反する場合は、連邦法律が適用される。
- ④ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区が法的根拠なくロシア連邦に与えた損害は、共和国、地方(クライ)、州、管区の予算のうちからロシア連邦の裁判権の最高機関の決定に基づくロシア連邦最高会議の決定に従って補償される。
- ⑤ 連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州および自治管区に関する連邦法律に基づいて、互恵および相互責任なものとして打ち立てられる。紛争は、義務的に協議手続に従いロシア連邦憲法および連邦法律の定める手続により、必ず協議を行うことをつうじてこれを解決し、本条第1、2、3項に掲げる諸問題については、ロシア連邦憲法裁判所によってこれを解決する。

## 第15章 言語

### 第85条

- ① 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の維持および発展のための平等の機会を整備し、これを保障する。
- ② ロシア連邦の全領域における国語は、ロシア語である。ロシア語はすべての国家機関および施設において使用される。
- ③ 共和国はその国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともに使用される。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、独自のアクトによってその領域に居住するその他の民族言語の法的地位を定めることができる。
- ④ ロシア連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によって定める。
- ⑤ 少数民族の集中的居住区域においては、ロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、その民族集団の言語を公的関係において使用することができる。その他の場合の民族集団の言語の使用手続は、法律によって定める。

## 第5編 国家権力の体型。地方自治の原則

### 第16章 連邦の立法権

#### 第86条

- ① ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会は、ロシア連邦の唯一の代表機関であり立法機関である。
- ② ロシア連邦最高会議は、常時活動する機関である。

#### 第87条

- ① ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦院〔連邦会議〕の2院からなる。ロシア連邦最高会議の選挙手続は、連邦法律によって定める。
- ② 国家会議は、同一の代表基準に基づいて設定される領域的な選挙区ごとに4年の任期で選挙される450人の代議員によって構成される。
- ③ 連邦院は、共和国、地方(クライ)、州、自治州ごとに2人ずつ、自治管区ごとに1人ずつ4年の任期で選挙される代議員によって構成される。

#### 第88条

- ① ロシア連邦最高会議は、
  - 1) ロシア連邦憲法を改正し<最高会議の修正を考慮>、連邦法律を制定し、ロシア連邦の全領域におけるその執行に対する監督を行い、
  - 2) ロシア連邦の内外政策基本方向を決定し、
  - 3) ロシア連邦のレフェレンダムを公示し、
  - 4) 共和国、地方(クライ)、州の間の境界変更を承認し、
  - 5) 現存する共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲法的・法的地位の変更を承認し、または新しい共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の形成を承認し；自治管区に関する連邦法律を採択し、
  - 6) 新しい共和国、地方(クライ)、州をロシア連邦に加入させ、
  - 7) 連邦国家予算を承認し、その執行を監督し、その修正を行い、連邦税および手数料を定め、通貨発行に対する監督を行い；連邦地域発展ファンドを設立し；連邦債、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
  - 8) 憲法の定める場合に、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、
  - 9) ロシア連邦大統領の提案により選挙された代議員の投票の多数で、ロシア連邦政府の議長（首相）および閣僚の指名に同意を与え、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を任命し<最高会議の修正：「選出し」>、ロシア連邦検事総長、ロシア連邦中央銀行総裁を任命し、解任し、

- 10) ロシア連邦大統領に対して地方(クライ)、州および管区裁判所の裁判官の指名に同意を与える、
- 11) 人権問題議会全権ならびにロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、解任し、
- 12) ロシア連邦政府の閣僚、ロシア連邦のその他の役職者(公務員)の罷免問題を審議し、解決し、
- 13) ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院議長および副議長、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官をロシア連邦憲法第99条に定める事由および手続により罷免し、
- 14) ロシア連邦憲法第89条に定めるロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 15) ロシア連邦の国家賞を定め、ロシア連邦の名誉称号、特別称号およびその他の称号を定め、
- 16) 大赦令を布告し、
- 17) 非常事態を宣言し、延長し、解除し；戦争および平和の問題を解決し；総動員または一部動員を布告し、
- 18) 外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表の任命に同意を与える、
- 19) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

## 第89条

- ① 次の諸問題に関するロシア連邦の条約は、批准されなければならない。
  - 1) ロシア連邦人民の政治的、領域的、経済全般的、財政的、軍事的および文化的遺産
  - 2) 人および市民の権利、自由および義務にかかる事項
  - 3) 国家間同盟およびその他の連合、集団安全保障体制への参加
  - 4) その履行が現行の連邦法律の改正または新法の制定を要求するもの
  - 5) その他、連邦法律または条約自体が批准を要件としているもの
- ② ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に抵触する規定を含む場合、その批准は、ロシア連邦憲法のしかるべき改正または補正の後にこれを行うことができる。
- ③ 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の管轄事項またはその領域にかかるロシア連邦の条約の締結および解消は、これらの同意を得てこれを行う。
- ④ ロシア連邦最高会議は、批准および破棄手続を必要としないロシア連邦の条約の締結および解消に関して遅滞なく情報を提供されなければならない。

## 第90条

- ① ロシア連邦の最高会議の両院は、選挙から 4 週間後の最初の火曜日に召集される＜最高会議の修正を考慮＞。緊急の場合、ロシア連邦大統領は、これ以前にロシア連邦最高会議を召集することができる。召集日に、前の期の両院の権限は解消する。
- ② ロシア連邦の全領域に布告された非常事態の期間中にロシア連邦最高会議の両院の任期が満了する場合は、その宣言または延長と同時に、ロシア連邦最高会議の両院はその任期の延長に関する决定を採択する。
- ③ ロシア連邦最高会議の選挙は、前の期の両院の任期が満了する年の 3 月の第 2 日曜日に行われる。

## 第 9 1 条

- ① ロシア連邦最高会議はその議事規則を採択する。
- ② 両院は、その議長および副議長を選挙し、解任し、議事規則を定め、両院の常任委員会および臨時（特別）委員会を組織する。
- ③ 両院は、両院合同委員会を設置することができる。
- ④ 両院、その委員会、両院合同委員会は、連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクトの草案を作成し、審議し、その執行の点検を行い、議会の聴聞および調査を行う。
- ⑤ 両院、その委員会、両院合同委員会は、その会議に市民および役職者（公務員）を召喚することができ、連邦法律の定める手続により必要な文書または資料の提出を要求することができる。両院、その委員会、両院合同委員会の勧告は、これを採択した決定の通告をもって審議に付される。この権利は、司法機関の活動に対する干渉のために行使することはできない。
- ⑥ 両院は、それぞれ個別に会議を行う。
- ⑦ 両院合同会議は、ロシア連邦大統領とロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告を聴き、第 88 条第 1 項第 9 号に従い役職者（公務員）を任命し、ロシア連邦レフエレンダムを公示し、ロシア連邦最高会議の両院の間に不一致がある場合に連邦予算を採択し、非常事態を宣言し、延長し、解除するために、ならびに連邦法律の審議または採択に関連しないその他の場合で両院が決定したときに、これを召集する。ロシア憲法第 121 条第 3 項に従ってなされる予算についての投票を除き、両院合同会議において、ロシア連邦最高会議の決定は各院の代議員の個別の投票によって採択される。両院合同会議は、両院の議長が交代で議長を務める。

## 第 9 2 条

- ① ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦代議員、両院の委員会および合同委員会、連邦院、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、

ロシア連邦最高経済裁判所、人権問題議会全権、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高代表機関、ならびに30万人以上の選挙人グループに属する。

② ロシア連邦大統領が提出した法案は、その要請によりロシア連邦最高会議において優先的に審議される。

③ 法案は国家会議に附議される。国家会議の代議員の投票の多数で承認された法案は、連邦院に送られる。連邦院の代議員の投票の多数によって承認された後に、連邦法律はロシア連邦最高会議がこれを採択したものとする。

④ 法案について両院の間に不一致がある場合、両院は対等原則により協議委員会を設置する。協議された法案は、改めてそれぞれの院で審議される。再度同意が得られない場合、法案は否決されたものとされ、6カ月間はこれを再び上程することはできない。

<バリアント：「再度同意が得られない場合、法案は国家会議がその代議員の3分の2の多数によりこれを採択することができる。>

⑤ ロシア連邦最高会議によって採択された連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領に送られ、大統領はその受領の日から14日以内にこれに署名し、公布する。ロシア連邦大統領は、この期間の間に連邦法律をロシア連邦最高会議の再審議にかけるために自分の反対意見を付して差し戻すことができる。再審議において連邦法律がそれぞれの院の代議員の3分の2の投票<バリアント：「投票の多数」>で再び採択された場合、ロシア連邦大統領は7日以内にこれに署名し、公布しなければならない。ロシア連邦大統領が、所定の期間内に連邦法律に署名し、これを公布しない場合は、連邦院議長が遅滞なくこれに署名し、公布する。

⑥ 連邦法律は、公布の7日後から施行される。ただし、施行手続について別段の定めがある場合はこの限りではない。

### 第93条

① ロシア連邦のレフェレンダムに付すことのできるのは、租税、予算、大赦、社会秩序、住民の健康および安全の保障に関する非常または緊急措置に関する問題を除くロシア連邦の管轄およびロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄に属する問題である<最高会議の修正を考慮>。ロシア連邦憲法の第12条第1項および第78条第2項の定める問題は、必ずレフェレンダムの手続によらなければならない。

<最高会議の修正：「第1項に『ロシア連邦の国家権力機関、その役職者（公務員）の権

限の任期満了前の停止に関する問題を除き』を追加する。>

② ロシア連邦の管轄の問題についてのロシア連邦のレフェレンダムによる決定は、登録

された選挙人総数の半数以上がレフェレンダムに参加し、投票参加者の過半数の賛成投票がある場合にこれを採択されたものとする。ロシア連邦憲法が定める義務的レフェレンダム＜最高会議の修正：「および憲法的認証を必要日とする問題に関するレフェレンダム」＞の

場合の決定は、登録された選挙人総数の過半数の賛成投票がある場合にこれを採択されたものとする。ロシア連邦の領域の一部の譲渡に関する決定の採択は、これに加えて当該領域の登録された選挙人の多数の賛成投票を必要とする。

③ ロシア連邦のレフェレンダムによってロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄の問題に関する決定を採択するためには、ロシア連邦全体で、および同時に共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の多数において、投票の多数を得ることを必要とする。

④ ロシア連邦のレフェレンダムにおいて採択された決定は、ロシア連邦最高会議により連邦法律とする所定の手続きが取られ、ロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。<最高会議の修正を考慮>

⑤ ロシア連邦のレフェレンダムは、ロシア連邦代議員の総数の3分の1以上の要求によって、または100万人以上の選挙人もしくはロシア連邦大統領の要求によってロシア連邦最高会議がこれを公示する。

<最高会議の修正：「ロシア連邦大統領」の字句を削除>

#### 第94条

① ロシア連邦代議員<最高会議の修正を考慮>は、この憲法の第29条第2、3項に従い選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選挙する。ロシア連邦代議員は、同時にロシア連邦最高会議の2つの院の代議員となり、または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表機関もしくは地方自治機関の代議員となることはできない。

② ロシア連邦代議員は、ロシア連邦の全人民の利益に従う（導かれる）。

③ ロシア連邦代議員は、連邦法律に従い歳費およびその支出の補償を受けるものとし、他のいかなる定期的な褒賞を受ける権利をもたない。代議員は、いかなるものであれ、他の国家的もしくはその他の職務につき、企業活動を行い、または商業企業の指導機関に参加することはできない。

④ ロシア連邦代議員は、代議員の不逮捕特権を有し、それは、その信書、通信手段、文書、職務上または居住用の施設（部屋）、自らが利使用する交通手段に及ぶ。ロシア連邦代議員は、両院の同意なしに逮捕され、勾留され、捜索、身体検査、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受けることはなく、刑事责任を問われることはない。必要がある場合

には、ロシア連邦検事総長が、両院に対して代議員の不逮捕特権を剥奪することを提案する。

⑤ ロシア連邦代議員は、現行犯の重大な犯罪を犯した場合には、逮捕される。ロシア連邦検事総長は、このことを遅滞なく当該の院に通告し、その当院が、代議員の不逮捕特権の問題について解決する。

⑥ ロシア連邦代議員は、その代議員活動にともなう発言および投票について、国家機関に対する責任を問われることはない。ただし、ロシア連邦最高会議議事規則および両院の議事規則の定める責任はその限りではない。

⑦ 国家機関、施設および役職者（公務員）は、代議員の権限の遂行にあたり代議員に協力しなければならない。

## 第17章 ロシア連邦大統領、連邦執行権

### 第95条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の役職者（公務員）である。大統領は、執行権の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。

② ロシア連邦大統領には、ロシア連邦憲法第29条第2項および第3項に従い、選挙権を有する35歳以上65歳以下の外国国籍をもたないロシア連邦の市民が選挙される。

③ ロシア連邦大統領は、代議員となり、他の任意の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。

④ ロシア連邦大統領は、5年の任期で、直接選挙によって選挙する。何人も2期を越えて大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

⑤ 大統領は、その就任に際し、次のような宣誓を行う。「私、（氏名）は、ロシア連邦大統領職に就くにあたり、多民族からなる人民のためにロシア連邦に忠実に奉仕し、その憲法と主権を擁護し、人および市民の権利および自由を尊重し保護し、私に課せられたロシア連邦大統領という最高の義務を誠実に履行することを誓う」。宣誓は、ロシア連邦大統領が選挙されてから30日以内に召集されるロシア連邦の最高会議の両院および憲法裁判所の合同会議において行われる。この会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

⑥ ロシア連邦大統領は、連邦法律により不逮捕特権を有する。

### 第96条

① ロシア連邦大統領は、

1) ロシア連邦政府の活動を指導し、その会議において議長を務め；その他の連邦の執行権力機関の一般的指導を行い、

- 2) ロシア連邦安全保障会議の議長を務め、ロシア連邦大統領のもとに諮問機関および補佐機関を設置することができ＜最高会議の修正：後段を削除＞、
- 3) 連邦法律に署名し、これを公布し、
- 4) ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦政府議長（首相）および閣僚を任命し、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官、ならびにロシア連邦検事総長およびロシア連邦中央銀行総裁を任命するためにその候補者を提案し＜最高会議の修正：「選出」＞、
- 6) 連邦法律に従い、ロシア連邦大統領の権限の範囲内で活動する、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区における連邦役職者（公務員）を任命し＜最高会議の修正：この号を削除＞、
- 7) ロシア連邦政府の首相および閣僚、ならびに大統領が任命するその他の役職者（公務員）の辞職願を受理し、または罷免し；ロシア連邦検事総長、ロシア連邦中央銀行総裁の召喚を提案し、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦年度予算案を提案し、その執行に関して事項ごとの報告を行い、
- 9) 人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を発表し；ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦の内外政策の実行、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、
- 10) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 11) ロシア連邦軍最高司令官となり；ロシア連邦軍の上級の司令職を任命し、罷免し；上級の軍の階級を授け；ロシア連邦の防衛政策の遂行を指導し、
- 12) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、それに調印し；ロシア連邦の外交代表を任命しましたは召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受領し、
- 13) 緊急の場合に非常事態を宣言し；ロシア連邦への武力攻撃があった場合または侵略に対する共同防衛について条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に戦争状態（交戦状態）を宣言し、
- 14) 連邦法律に従って、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 15) 連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号および最高特別称号を授与し、
- 16) 特赦を行い、
- 17) ロシア連邦憲法および連邦法律によって課せられたその他の権限を遂行する。
- ② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表機関の活動を中止し、またはこれを押しとどめることはできない。

## 第 9 7 条＜最高会議の修正を考慮＞

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の憲法および連邦法律に基づき、それらを執行するために、大統領令を布告し、下位法令の性格を有し、ロシア連邦の全土においてその執行が義務づけられる命令を採択する。
- ② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の代表機関の活動を中止したまは停止する権利を有しない。

## 第 9 8 条

- ① ロシア連邦大統領は、次の場合にその権限を失う。
  - 1) 任期満了の場合
  - 2) 辞任した場合
  - 3) 健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合
  - 4) 罷免された場合
  - 5) 死亡した場合
- ② ロシア連邦大統領の権限は、その任期満了とともに新たに選挙されたロシア連邦大統領が宣誓を行った時に終了する。
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対し、しかるべき申し出を行い、辞任を願い出ることができる。ロシア連邦大統領の権限は、その辞任を申し出た日から停止される。大統領は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務めるロシア連邦の最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議においてその辞任の動機（理由）を述べる。
- ④ ロシア連邦大統領が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えない場合、その是非は、ロシア連邦最高会議の任命する国家医事委員会が決定し、ロシア連邦憲法裁判所の見解によって確認される。
- ⑤ 本条の第1項第2号ないし第5号の定める場合には、ロシア連邦大統領の権限が停止してから3カ月以内に新しいロシア連邦大統領の選挙が行われる。

## 第 9 9 条

- ① ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法の故意による重大な違反を犯した場合は、これを罷免することができる。
- ② ロシア連邦大統領の罷免事案に関する手続は、国家会議が、その代議員の3分の1以上の発議により、その構成員の過半数の投票によってこれを提起する。ロシア連邦憲法裁判所が、罷免の事由があると判断した場合、連邦院は、代議員の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免事案を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈

明を行うことができ、またその義務を負う。

③ ロシア連邦憲法または連邦法律の故意による重大な違反に対する責任にともなうロシア連邦大統領の罷免は、連邦法律の定める手続により、その違反に対するなお一層の責任を追及する可能性を排除するものではない。

④ 本条の第1項ないし第3項の規定は、ロシア連邦憲法が定めるその他の者についてもこれを適用するものとする。

## 第100条

① ロシア連邦大統領とともに4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれる。この副大統領の候補者は、ロシア連邦大統領の候補者が推薦する。ロシア連邦副大統領の候補者は、ロシア連邦憲法第95条第2項および第3項の要件を満たさなければならない。ロシア連邦大統領の候補者に対する投票は、同時にその推薦する副大統領の候補者に対する投票とみなされる。

② ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領の委任によりその一定の権限を行使する。

③ ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領の辞任、健康状態によりその権限の行使に耐えないとき、ロシア連邦大統領の罷免、その死亡の場合に、新しいロシア連邦大統領の選挙が行われるまでその義務を遂行する。

④ ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領がその健康状態により一時的にその権限を行使することができなくなった場合、大統領がその義務の執行に復帰するまでの間、その権限を行使する。

⑤ ロシア連邦副大統領の権限は、ロシア連邦大統領の権限の停止に関して定める場合にその条件により、停止する。ロシア連邦副大統領の権限の任期満了前に停止した場合、新しいロシア連邦副大統領は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、選挙までの残余期間の任期で、ロシア連邦大統領がこれを任命する。

⑥ ロシア連邦憲法第98条第1項第2号ないし第5号の定める場合で、ロシア連邦大統領および副大統領が同時に最高役職者(公務員)の権限を行使することができない場合は、その権限の臨時の執行は、連邦院議長および国家会議議長が交代でこれを務める。

## 第101条

① ロシア連邦政府は、ロシア連邦の内外政策を実行し、ロシア連邦大統領の指導のもとに行動する。ロシア連邦政府の機構、構成および権限は、連邦法律によってこれを定める。

② ロシア連邦政府の首相は、ロシア連邦政府の閣僚の活動を調整する。

③ ロシア連邦政府の首相およびその他の閣僚は、代議員となることができず、いずれかの他の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。

④ ロシア連邦政府は、ロシア連邦の憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行にさいして、決定を採択し、命令を布告する。ロシア連邦政府の決定および命令は、ロシア連邦大統領がこれを変更したまは取り消すことができる。

## 第102条

① ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対し年次報告を行う。ロシア連邦最高会議の両院の要請により、ロシア連邦政府およびその個々の閣僚は、自己の権限の問題についての情報を提供しなければならない。

② ロシア連邦政府およびその閣僚は、ロシア連邦最高会議議事規則の定める手続により、ロシア連邦最高会議代議員の照会および質問に回答する義務を負う。

③ ロシア連邦政府は、総辞職の権利を有する。総辞職はロシア連邦大統領がこれを受理する。

④ ロシア連邦最高会議は、投票の多数によって、ロシア連邦政府の閣僚またはロシア連邦大統領の任命したその他の役職者（公務員）の罷免を求めることができる。ロシア連邦大統領がこの者を罷免しない場合、大統領は両院に対してその決定の理由を説明しなければならない。各院の代議員の投票の3分の2＜バリアント：「単純多数決」＞がロシア連邦大統領の説明を不十分だと判断した場合、ロシア連邦大統領はこの者を罷免する義務を負うものとする。

## 第103条

① ロシア連邦安全保障会議は、ロシア連邦大統領のもとで活動する。ロシア連邦安全保障会議は、安全保障にかかるロシア連邦の内外政策の諸問題を審議し、これらの問題に関するロシア連邦大統領の決定を準備する。

② ロシア連邦安全保障会議の構成、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第104条

ロシア連邦の執行権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律に基づいて設置され、活動する。

## 第18章 裁判権

### 第105条

① 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所のみに属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判、行政裁判および経済裁判の手続によって行使される。＜最高会議の修正を考慮＞

② 特別裁判所および軍事法廷の設置は、これを禁止する。＜最高会議の修正：「および軍

事法廷」の用語を削除>

## 第106条

① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の憲法体制を擁護する最高裁判機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格で任命される15人の裁判官で構成する。ロシア連邦憲法裁判所の組織<最高会議の修正：「権限」>およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。

② 憲法裁判所は、次の諸事項の合憲性（憲法適合性）に関する事件を解決する。

- 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
- 2) ロシア連邦大統領、連邦政府、連邦執行権力機関のアクト
- 3) 共和国の憲法、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章、ならびにそれらの代表機  
    関

および執行機関のその他のアクト

- 4) ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の協定
- 5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の間の協定
- 6) ロシア連邦の条約
- 7) 政党およびその他の社会団体
- 8) 法適用実務

③ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦国家機関の間、連邦国家機関と共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の間、個々の共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関の相互の間の権限に関する紛争を解決する。

④ ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断する。

- 1) 国家医事委員会の提案に従い、連邦の役職者（公務員）が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐え得るか否かに関すること
- 2) ロシア連邦の役職者（公務員）または共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の役職者（公務員）の罷免事由の存在の有無
- 3) 調印したロシア連邦の条約で、批准または承認されていない条約の合憲性

⑤ 次のような場合に、ロシア連邦憲法裁判所にその判断を求めることができる。

- 1) ロシア連邦の国家機関のアクトおよびロシア連邦の条約の合憲性の審査について、ロシア連邦最高会議のいずれかの院、ロシア連邦最高会議の代議員、人権問題議会全権、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の代表機関、最高の役職者（公務員）または高等裁判所が申立てた場合
- 2) 政党およびその他の社会団体の合憲性について、ロシア連邦最高会議のいずれかの院、

人権問題議会全権、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、ロシア連邦検事総長が申立てた場合。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力の代表機関または最高の役職者（公務員）は、当該の領域においてのみ組織された社会団体の合憲性について審理を申立てることができる。

3) 法適用実務の違憲性について、権利を擁護するための他の手段が尽きた任意の自然人または法人、人権問題議会全権、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、ロシア連邦検事総長、および共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の高等裁判所が不服申立ておよび異議申立てを行なった場合

4) 国家機関の間の権限に関する紛争について、いずれかの紛争当事者が提起した場合

5) ロシア連邦最高会議のいずれかの院、ロシア連邦大統領が判断を求めた場合。ロシア連邦憲法裁判所は、職権によりその発議に基づいて役職者（公務員）の罷免の事由の存在について判断することができる。

⑥ ロシア連邦憲法裁判所の判決は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴および異議申立てを行うことはできない。その判決は、ロシア連邦の全土において義務的である。

⑦ 本条第2項第1号ないし第5号に従って違憲であると認定されたアクトおよびその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であると認定された場合は、国際法および連邦法律の定めるところに従う。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体はこれを解散し；連邦法律に従ってその活動を中止する。違憲であると判断された法適用実務は中止されなければならない；該当する国家機関および役職者（公務員）の決定は、法律の定める手続により見直されなければならない。

⑧ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦最高会議に対し毎年教書を提出する。憲法裁判所は、具体的な問題について国家機関および役職者（公務員）に対し意見を提出することができる。

## 第107条

① ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、刑事事件および行政事件の領域における裁判権の最高機関である。<最高会議の修正を考慮>

② ロシア連邦最高裁判所は、共和国、地方(クライ)、州の高等裁判所および管区裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

③ ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第108条

- ① ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する裁判を行う最高機関であり、経済事件に関する裁判活動を監督する。
- ② ロシア連邦高等経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 1 0 9 条

裁判所の予算は、その憲法上の権限を完全にかつ独立して遂行することを保障するものでなければならない。裁判所の予算は、それぞれ、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の同意なしにこれを削減することはできない。

## 第 1 1 0 条

- ① 裁判官は、治安判事を除き、終身である。裁判官は、70歳になったときに退職する。
- ② 裁判官は、法学の高等教育を修了し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官の場合は15年以上、共和国、地方(クライ)、州の高等裁判所の裁判官の場合は10年以上、地方裁判所の裁判官の場合は5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民をもってこれを任命する。連邦法律によって、裁判官に対する追加的な資格要件を定めることができる。
- ③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官は、次の場合にその権限を失う。
  - 1) 定年に達した場合
  - 2) 本人が退職願いを提出した場合
  - 3) 健康状態により職務上の権限の行使に耐えない場合。この場合は診断書の提出および当該裁判所の同意が必要である。
  - 4) 本人に対する有罪判決が確定した場合
  - 5) ロシア連邦憲法第99条の定める事由および手続によって罷免された場合
- ④ その他の裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続によってその権限を失う。
- ⑤ 裁判官は、代議員となり、政党に加入し、何らかの他の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。裁判官は、学術、教育、文学およびその他の創作活動に従事することができる。

## 第 1 1 1 条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法にのみ従う。
- ② 裁判官は不可侵である。裁判官の不可侵は、その信書、通信手段、文書、執務室およ

び居室、利用する交通機関にまで及ぶ。

③ 最高裁判機関の裁判官は、それぞれに憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所の同意なしに、逮捕され、勾留され、行政罰を受け、または刑事責任を問われることはない。最高裁判機関の裁判官に対する刑事事件は、当該裁判所の同意を得て、ロシア連邦検事総長だけがこれに着手することができる。

④ 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に違反するとみなす場合は、ロシア連邦憲法に従って事件を解決し<最高会議の修正：「事件の解決を保留し（先延ばし）」>、この法律の違憲判断についてロシア連邦憲法裁判所に申し立てるものとする。地方裁判所は、共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の高等裁判所をとおしてこの申立てを行う。

## 第 1 1 2 条

- ① 何人も、当該事件の裁判に権限を有する裁判所において、権限を有する裁判官による裁判（審理）を受ける権利を奪われない。
- ② 犯罪の被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員に参加する裁判において事件の審理を受ける権利を有する。

## 第 1 1 3 条

- ① すべての裁判所において事件の審理は、公開である。非公開の法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合に限りこれを許される。
- ② 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、これを禁止する。
- ③ 裁判は、連邦法律がアダメル場合を除き、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

## 第 1 1 4 条

- ① ロシア連邦における犯罪事件の捜査取調べは、連邦捜査取調委員会およびその機関がこれを行う。
- ② 檢事（検察官）は、国家の名において公訴を行い、裁判所において公訴を維持する。
- ③ 檢察機関は、犯罪捜査の適法性、裁判所の判決および決定ならびにその執行の適法性に対する監督を行う。
- ④ 檢察機関および捜査取調委員会の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

## 第 1 9 章 共和国、地方（クライ）および州における権力の組織原則

### 第 1 1 5 条

- ① 共和国の最高の代表機関にして唯一の立法機関は、単一の代表基準によって組織され

る選挙区ごとに選挙される共和国立法議会（最高会議）である。

- ② 共和国の最高役職者（公務員）は、ロシア連邦の執行権のシステムに含まれる共和国の執行権を統括する。
- ③ 共和国の裁判システムは、共和国の高等裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- ④ 共和国の立法議会（最高会議）、最高役職者（公務員）、裁判所の名称は、共和国が独立して決定する。
- ⑤ 共和国の国家機関は、地方自治機関の権限に属するものを除いて、共和国の権限を行使する。

## 第 1 1 6 条

- ① 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における国家権力の代表機関は、単一の代表基準によって組織される選挙区ごとに選出されるそれぞれのソビエトである。<最高会議の修正を考慮>
- ② 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における執行機関は、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の行政庁である。行政長官（知事）は、住民によって選挙される。行政庁は、地方(クライ)、州、自治州、自治管区のソビエトに対し報告義務を負い、ロシア連邦の執行権の体系に含まれる。ロシア連邦大統領は、行政長官（知事）を罷免することはできない。
- ③ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区における裁判システムは、地方(クライ)、州、管区裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- ④ 地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家機関は、その権限を行使し、法律によって定められた地方自治機関の権限に干渉しない。<最高会議の修正を考慮>

## 第 2 0 章 地方自治の原則

### 第 1 1 7 条

- ① 地方自治はこれを保障する。共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、地方自治のための条件を保障する。
- ② 地方自治は、市民が、その組織する地方代表機関（ソビエト、ゼムストヴォ）、ならびに地方行政庁、地方レフェレンダム、市民の集会および総会（スホート）、その他の自治的な公共団体の機関をとおしてこれを実現する。
- ③ 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区が区分する領域的単位の境界内において、地域的共同体がこれを実現する。
- ④ 地方行政庁の役職者（公務員）は、地方代表機関の代議員となることはできない。
- ⑤ 地方自治機関は、その権限の範囲内で、連邦、共和国、地方(クライ)、州、自治州、管区

の国家機関から独立して、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州、自治州の憲章および規範的法的アクト、自治管区の規範的法的アクト、ならびに地方自治に関する規程の枠内で行動する。

⑥ 地方自治の合法的な活動に対する干渉は、これを禁止する。

## 第 1 1 8 条

① 自治的な共同体の権限には次の事項が含まれる。

1) 地方税および手数料を含む地方予算、ならびに法律の定めるその他の歳入；予算外のフォンド

2) 自治体所有（公有）および自治体（交友）財産の処分

3) 法律によりその管轄に属する経済的、社会的、文化的諸問題もしくは自然保護問題、またはその他の地方的意義を有する諸問題

② 地方代表機関は、地方予算を採択する。地方行政庁は、その活動について地方代表機関または市民の総会（スホート）に報告する義務を負う。

③ 自治的な地域的共同体は、その管轄する問題について、その相互間で契約を結び、ならびに国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、役職者（公務員）および市民との間でその管轄する問題について契約を結ぶことができる。

④ 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の憲章および規範的法的アクトに違反することはできない。

⑤ 地方自治機関の違法なアクトの効力は、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の最高役職者（公務員）がこれを差し止めることができる。この問題の最終的解決は、共和国高等裁判所、地方(クライ)、州、管区の裁判所がこれを行う。

## 第 1 1 9 条

① 居住地点において、住民の自治的な組織（アソシエーション）を組織することができる。この共同体およびその連合は、法人の権利を有することができる。

② 地方自治機関は、その一定の権限を住民の自治的な組織およびその連合に委ねることができる。

## 第 2 1 章 財政および予算

### 第 1 2 0 条

① ロシア連邦の予算制度は、連邦予算、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の予算、および地方予算から構成される。

② 共和国、地方(クライ)、州は、財政的自治権を有する。

## **第 1 2 1 条**

- ① 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議が毎年これを定める。
- ② ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断の後に連邦予算の事項ごとの審議を行い、これを採択する。
- ③ 連邦予算案は、ロシア連邦憲法が定める手続により、ロシア連邦最高会議の両院がこれを審議する。両院の間で合意が得られない場合、連邦予算は、ロシア連邦最高会議の両院合同会議において出席した代議員の投票の多数でこれを採択する。
- ④ ロシア連邦の会計年度は、暦年の1月1日に始まり12月31日に終わる。連邦予算法が次期の会計年度が始まるまでに施行されない場合は、その施行までの間の支出は、前年の会計年度の連邦予算に従って行われる。この場合、ロシア連邦最高会議は、予算支出にかかる他の資金調達の臨時手続を定めることができる。
- ⑤ ロシア連邦最高会議は、連邦法律によって特別財政フォンドを設立し、その形成のための財源を定めることができる。
- ⑥ 連邦法律が定める連邦税は、全般的義務であり、ロシア連邦の全土において徴収される。

## **第 1 2 2 条**

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、会計予算年度の終了後2カ月以内に連邦予算の執行について事項ごとの報告を提出する。
- ② ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから2カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の意見を考慮してこれを審議しなければならない。
- ③ すべてのレベルの予算執行について、事項ごとの報告は、これを公表しなければならない。

## **第 1 2 3 条**

ロシア連邦中央銀行は、執行権力機関から独立であり、ロシア連邦最高会議に対して報告義務を負う。ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

## **第 1 2 4 条**

- ① ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告義務を負い、執行権力機関からは独立である。ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦国家会計検査院は、執行権力機関からは独立である。
- ③ ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の執行、連邦歳出予算および予算外のフォン

ドの支出、連邦国有財産の使用についての準備、検討、採択、執行および報告を監督する。

④ ロシア連邦国家会計検査院の検査官は、その活動において裁判官と同様の独立を保証される。

## 第22章 防衛および安全保障

### 第125条

- ① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の国家的利益、主権および領土保全を防衛（擁護）する。
- ② ロシア連邦軍の軍事ドクトリン、編成および組織、ロシア連邦の防衛政策のその他の構成部分は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ ロシア連邦は、他の国家と防衛同盟を結び、その国と合同軍を編成することができる。

### 第126条

- ① 内務機関は、市民の人身の安全、その財産の保護、社会的安全、社会秩序の保護および犯罪との闘争を保障する。
- ② 連邦国家保安機関は、人、社会および国家の安全を保障する国家機関のシステムを構成する。その権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ 内務機関および連邦保安機関の権限、組織および活動手続は、連邦法律によって定める。

### 第127条

ロシア連邦の憲法体制を暴力的に除去または変更し、これらの目的のために権力機関の活動を妨害しもしくは制限し、または人および市民の憲法上の権利および自由の違法に制限することを目的としてロシア連邦軍、内務機関および連邦保安機関を利用することは、重大な犯罪である。

### 第128条

防衛および安全保障の問題を管轄するロシア連邦政府の閣僚は、文官をもってこれに充てる。

## 第23章 非常事態

### 第129条

- ① 特別の法的レジームである非常事態は、もっぱらロシア連邦の市民の安全保障と憲法体制の擁護のために社会の生活力の正常な条件を回復する目的で一時的措置としてのみこれを導入することができる。
- ② 非常事態導入の根拠となりうるのは、次の場合である。
  - 1) ロシア連邦の憲法体制を暴力的に変更または除去しようとする企て；暴力をともなう

騒乱および民族紛争；ロシア連邦の死活にかかる重要な利益、市民の安全および国家機関の正常な活動を脅かす一定地域の封鎖

2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な遭難救助作業または復旧作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故。こうした場合の非常事態の導入は、被災した共和国、地方(クライ)、州の権力機関が活動を継続しているときはその同意がある場合に限り許される。

### 第 1 3 0 条

- ① 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によって宣言する。
- ② 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令が宣言し、遅滞なくロシア連邦最高会議に通告され、最高会議は即刻この大統領令を審議する。ロシア連邦最高会議が大統領令の布告から 72 時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。
- ③ 非常事態は、ロシア連邦の全土においては 30 昼夜、ロシア連邦の一部の地方においては 60 昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、1 回につき 30 昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。
- ④ 非常事態の宣言、延長または解除に関するアクトは、遅滞なく住民に知らされなければならず、その公表を義務づけられる。

### 第 1 3 1 条

- ① 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその一部の地方において、その導入の根拠となる状況が市民の安全または憲法体制の現実的で緊急の避けられない脅威となっており、その除去が非常手段をとる以外には不可能である場合にのみこれを導入することができる。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の領域における非常事態は、連邦国家機関が、当該のこれらの構成主体の同意を得て、これを導入することができる。
- ③ 非常事態導入の根拠となる状況が、ひとつの共和国の領域のみに限定される場合、その領域における非常事態は、ロシア連邦の最高会議および大統領への通告によってその共和国の権力機関が導入することができ、連邦法律に従ってこれを実施する。

### 第 1 3 2 条

- ① 非常事態の期間、連邦法律に従って、権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。
- ② 非常事態の期間、ロシア連邦憲法、連邦選挙法および連邦裁判所構成法の変更は禁止され、レフェレンダムおよび選挙は行われず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限お

より活動を制限し、または停止することはできない。ロシア連邦憲法の第20条、第21条第4、5項、第22条第2項、第26、27、33、37条、第40条第1項、第44、45、46条の定める権利および自由の制限は、これを許されない。

③ 死刑罪の適用に該当する刑事事件は、非常事態が宣告されている地方ではこれを審理することはできない。非常事態の期間内に実行された犯罪に対して指定された刑罰に関する例外的措置は、非常事態の全期間またはその解除後30昼夜以内はその執行を行わない。

④ 非常事態の期間に取られた措置は、

- 1) 発生した事態の緊迫さが要求する範囲内で実施されなければならず、
- 2) 非常事態の宣言されていない地域において、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由をいかなる制限または変更ももたらすことはできず、
- 3) 人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地または宗教への態度を理由に個々の住民またはその集団に対ていかなる差別ももたらすものであってはならない。

## 第6編 最終規定

### 第24章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

#### 第133条

- ① ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が青、下が赤の同じ幅の水平な縞のある方形の布である。旗の幅と長さの比は2対3である。
- ② ロシア連邦の国章は、金の楯の中に2つの王冠を冠し、その上に同じ形の3つ目の大きな王冠を冠している黒い双頭の鷲である。国家の鷲は金色の王笏と黄金の玉を支え、鷲の胸には歴史的なモスクワの紋章がある。
- ③ ロシア連邦国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によって承認する。

#### 第134条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

### 第25章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

#### 第135条

- ① ロシア連邦憲法は、ロシア連邦のレフェレンダムにおける全人民的承認の結果が公式に確定した後7日以内に行われる公布の日からこれを施行する。<最高会議の修正：「ロシア連邦憲法は、国家権力の最高機関によって制定され、その公布の翌日からこれを施行

す  
る。」>

② ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

### 第136条

① ロシア連邦憲法の規定の改正は、第1編を除き、ロシア連邦最高会議が行う。<最高会議の修正を考慮>

② ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法の改正を提案することができるのは、次の機関である。

- 1) ロシア連邦最高会議代議員の3分の1以上
- 2) ロシア連邦大統領
- 3) ロシア連邦憲法裁判所
- 4) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の代表機関
- 5) 100万人以上の選挙人

③ ロシア連邦第14章の規定の改正は、関係する共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の多数の同意を得てこれを行う。

④ ロシア連邦憲法の改正に関する法案は、ロシア連邦最高会議の憲法委員会の結論を得た後に、ロシア連邦最高会議の各院において代議員の投票の3分の2によって採択される。

⑤ ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がその法律を採択しない場合は、提案は否決されたものとし、その否決から向う1年間は再提案することができない。

### 経過規定

#### 1. ロシア連邦の法令について

##### 第1項

① ロシア連邦憲法に指示のある連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこれを制定しなければならない。該当する法律がロシア連邦憲法の施行のときに効力をもっている場合は、ロシア連邦憲法に従って改正されるまでの間、ロシア連邦憲法およびその施行手続規定に反しない部分において、これを適用する。

② すべてのその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内にロシア連邦憲法に従ってこれを改廃しなければならない。そのときまでは、ロシア連邦およびそれに適合する連邦法律に反しない部分において、これを施行する。<最高会議の修正を考慮>

③ ソ連の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の領域において、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しない部分において、これを適用する。

## 第 2 項

- ① 共和国は、ロシア連邦最高会議の定める期間、その手続により、ロシア連邦憲法に従ってその憲法を制定する。<最高会議の修正を考慮>
- ② 地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州は、ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内にその憲章を制定する。

## 2. 人および市民の権利、自由および義務について

### 第 3 項

被疑者・被告人がその事件につき陪審裁判で審理される権利を有する場合を定める連邦法律、ならびに陪審裁判の組織および活動手続を定める連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日から 2 年以内に限り、従来の刑事事件の裁判管轄およびその審理手続がその効力を維持する。

### 第 4 項 <最高会議の修正を考慮；項を削除>

### 第 5 項

- ① 就職およびその他の場合に要求されるドキュメント（文書）には、独立した法的意義を有しない社会団体への帰属、外国での在住およびその他の事情に関する問題は、これを含めない。この規定の例外は、連邦法律によってこれを定める。
- ② パスポート、身分事項を証明する証明書、身分証明書および他のドキュメント（文書）には、本人の法的地位に関係しない民族的帰属に関する情報は、これを含めない。
- ③ 本条項の 1、2 項の規定の役職者（公務員）による違反は、法律によりその責任を追及される。

### 第 6 項

ロシア連邦憲法の施行の日に、国家機関および地方自治機関の経費負担で住宅取得ができる状態にある者は、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する事由に基づき国有および公有の住宅フォンドから住宅を取得する権利を維持する。

### 第 7 項

国有および自治体所有から、コルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有に無償で移管された土地は、その取得の後 5 年間はこれを売却することはできない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から 10 年間、その効力を有する。

<最高会議の提案：編集を精緻化>

### 3. 連邦構造について

#### 第8項

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）に従って、ロシア共和国を構成するバシキール、ブリヤート、ダゲスタン、カバルダ・バルカル、カルムイク、カレリア、コミ、マリ、モルドヴァ、北オセチア、タタール、トゥヴァ、ウドムルト、チェチェン・イングーシ、チュヴァシ、ヤクートの各ソビエト社会主義共和国は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による共和国の憲法・法的地位を取得する。
- ② ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）、ロシア共和国最高会議がロシア共和国を構成する共和国に含めるとしたロシア共和国の法律に従って、ロシア共和国に含まれるアディゲイ、ゴルノ・アルタイ、カラチャイ・チェルケス、ハカシアの各自治州は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による共和国の憲法・法的地位を取得する。
- ③ ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（基本法）に従って、ロシア共和国に含まれる、アルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーリエ、スタヴローポリ、ハバロフスクの各地方(クライ)、アムール、アルハンゲルスク、ベルゴロド、ブリヤンスク、ウラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォロゴダ、ボロネジ、キーロフ、スヴェルドロフスク、イワノヴォ、イルクーツク、カリーニングラード、カルーガ、カムチャトカ、ケメロヴォ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リペツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジゴロド、ノヴゴロド、ノヴォシビル、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスクフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スマレンスク、タムボフ、トゥヴェリ、トムスク、トゥーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリヤービンスク、チタ、ヤトスラーフの各州、ユダヤ自治州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による地方(クライ)、州の憲法・法的地位を取得する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から2年以内に、アгин・ブリヤート、コミ・ペルミャーツク、コリャーク、ネネツ、タイムール（ドルガン・ネネツ）、ウスチ・オルディン・ブリヤート、ハントウイ・マンシー、チュコチ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツの各自治管区の提案により、ロシア連邦憲法による自治管区の法的地位を取得する当該自治管区に関する連邦法律を制定する。
- ⑤ ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国を構成する共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区が、ロシア連邦憲法の施行の日に有している名称は、これを承認する。

#### 第9項

連邦条約に署名していない共和国は、ロシア連邦憲法およびそれに基づいて締結した協定に従って、連邦国家機関との管轄事項および権限の区分に関する関係を規制する。

#### 4. 国家権力および地方自治のシステムについて

##### 第10項

- ① ロシア共和国人民代議員は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員となる。ロシア連邦代議員は、その選出された任期の満了まで、その任期、権利および権限を保持する。
- ② ロシア連邦人民代議員大会の決定に従い、ロシア連邦最高会議の構成員とされないロシア連邦代議員は、常任として、審議権を持ってその会期に参加し、ロシア連邦最高会議の委員会および両院合同委員会ならびにその選挙区において活動することができる。これらの代議員は、基本的な職場を辞めないで、代議員の権限を行使することができる。

##### 第11項

- ① ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦代議員大会に改組される。
- ② 定期のロシア連邦代議員大会は、年に1回これを行う。臨時大会は、ロシア連邦最高会議、ロシア連邦代議員の3分の1以上、ロシア連邦大統領の発議によって、これを召集する。
- ③ ロシア連邦代議員大会の管轄には、以下の事項が含まれる。
  - 1) ロシア連邦の情勢に関するロシア連邦大統領の報告の聴取
  - 2) ロシア連邦憲法裁判所の教書の聴取
  - 3) ロシア連邦最高会議の両院の編成および自らが定める基準によるその部分的な輪番制の実施
  - 4) ロシア連邦最高会議議長、同第1副議長および副議長の選挙およびリコール
  - 5) ロシア連邦レフェレンдумの実施に関する決定の採択
- ④ ロシア連邦代議員大会は、その管轄する問題についてその執行を義務づける決定を採択する。
- ⑤ ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦代議員の任期満了まで活動する。

##### 第12項

- ① ロシア共和国最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦最高会議にこれを移行する。ロシア共和国最高会議の共和国院（会議）は国家会議に、民族院（会議）は連邦会議に、それぞれこれを改組する。

- ② ロシア連邦代議員大会は、地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員のなかから450人以内の範囲で、国家会議の構成員を補充する。
- ③ ロシア連邦代議員大会は、次の会議で、必要な人数だけ連邦会議の構成員を補充し、ロシア連邦のすべての構成主体から平等の代表を保障することとする。連邦会議の構成員は、民族・地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員のなかからこれを補充する。連邦会議の構成において共和国、地方（クライ）、州、自治州、自治管区の必要な代表を保障する必要がある場合には、当該のロシア連邦構成主体を代表する代議員集団の同意を得て、当該のまたはその他の地域的選挙区から選出されたロシア連邦代議員をこれに含めることができる。
- ④ ロシア共和国最高会議議長、同第1副議長および副議長の職は、それぞれ、ロシア連邦最高会議議長、同第1副議長および副議長の職となる。
- ⑤ ロシア連邦最高会議議長は、
- 1) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議の審議に付される問題の準備に関する一般的指導を行い、
  - 2) ロシア連邦代議員大会に対し、ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長の職に選挙される候補者を提案し、
  - 3) ロシア連邦最高会議の両院の活動を調整し、
  - 4) ロシア連邦最高会議の事務機構の活動を指導し、
  - 5) ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議両院合同会議の議長を務める。
- ⑥ ロシア連邦最高会議の第1副議長および副議長は、ロシア連邦最高会議議長の委任により、ロシア連邦最高会議議長の一定の機能を遂行し、議長が不在にときまたは一時的にその義務を遂行できないとき、議長を代行する。
- ⑦ ロシア共和国最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議とし、この会期のロシア連邦最高会議の任期が満了するまで活動する。ロシア連邦最高会議は、
- 1) ロシア連邦代議員大会の会議およびロシア連邦最高会議の両院合同会議の準備を行い、
  - 2) ロシア連邦代議員の権限の行使につき代議員に協力し、その必要な情報を保障し、
  - 3) ロシア連邦最高会議の各院の委員会および両院合同委員会の活動を調整する。
- ⑧ ロシア共和国最高会議によって任命された役職者（公務員）は、ロシア連邦最高会議によってその職を罷免されない場合は、その権限を維持する。

### 第13項

- ① ロシア共和国大統領は、ロシア連邦憲法の施行の日からロシア連邦大統領となり、ロシア連邦憲法第98条に従ってその権限を停止されない限り、ロシア共和国大統領として

選出された任期を満了するまでその職に留まる。

② ロシア共和国大統領によって任命された連邦執行権力の役職者（公務員）は、その権限を保持する。

③ 連邦執行権力のシステムは、ロシア連邦憲法の施行の日から 6 ヶ月以内に連邦法律によって、これに従うものとしなければならない。

#### 第 14 項

① ロシア連邦最高会議は、連邦法律によって急進的改革の期間、一時的に、ロシア連邦大統領に、連邦の立法領域に含まれるが、人と市民の憲法上の権利および自由、連邦国家構造（体制）には及ばない、正確に限定された問題に関して大統領令を公布し、直接に執行権力システムにおける役職者（公務員）の任命を行う権限を与えることができる。この権限が効力を有する期間は、1 年を超えることはできないが、1 回につき 6 ヶ月を超えない範囲で連邦法律をもってこれを延長することができる。

② ロシア連邦大統領は、本条項の第 1 項に基づいて公布された大統領令を直ちにロシア連邦最高会議の両院に提示しなければならない。最高会議は、30 日以内にこの種のすべての大統領令を停止することができる。<最高会議の修正：第 14 項の削除>

#### 第 15 項

ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国憲法裁判所は、ロシア連邦憲法裁判所となる。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官のこれ以降の任命は、ロシア連邦憲法の定める手続によりこれを行う。

#### 第 16 項

① ロシア連邦憲法に従って裁判所の組織および活動を規制する連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有する裁判機関および個人の手続的権利に関する法律は、ロシア連邦憲法に反しない部分に限りその効力を維持する。

② ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選出された任期が満了するまではその権限を保持する。

#### 第 17 項

① 檢察庁に関するしかるべき連邦法律が制定されるまでの間、検事による法律の執行、違反の除去および有罪と認められる者の責任の追及に関する措置に対する監督の機能は、これを維持する。この期間、検事は、勾留および捜索に対する承認を与える権利を有する。この承認に対しては、連邦法律の定める手続によりこれを裁判所に提訴することができる。

② ロシア共和国検事総長は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦検事総長となる。ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦最高会議によって任命され、罷免され、これに対

して報告義務を負う。共和国の検事は、当該共和国の立法議会の同意を得てロシア連邦検事総長によって任命され、ロシア連邦検事総長に従属し、これに対して報告義務を負う。その他の検事は、ロシア連邦検事総長によって任命され、ロシア連邦検事総長に従属し、これに対して報告義務を負う。ロシア連邦検事総長およびその任命する検事の任期は、5年とする。

③ 檢察機関の地位を定める新しい連邦法律の制定または以下に掲げる法律の改正までの間、ロシア連邦検事総長およびその他の検事は、1992年1月17日付の「ロシア連邦の検察機関について」の連邦法律が定めるロシア連邦検事総長およびその他の検事の権限を行使する。

#### 第18項

ロシア連邦憲法に従って地方自治機関の組織および活動を規制する連邦法律が採択されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有するこれらの機関に関する法律は、ロシア連邦憲法に反しない部分に限りその効力を維持する。